

千葉市政担当記者 様

平成29年4月10日  
若葉区保健福祉センター  
高齢障害支援課  
電話233-8173  
内線94-360

## 心身障害者福祉手当及び心身障害児童福祉手当支給（4月支給分）の遅延について

千葉市若葉区で、心身障害者福祉手当及び心身障害児童福祉手当支給における4月支給分の遅延が発生したため、お知らせします。

### 1 事案の概要

心身障害者福祉手当及び心身障害児童福祉手当支給制度は、心身に重度の障害のある方に対して福祉手当を支給することにより、その生活の安定と福祉の増進を図ることを目的とした制度であり、心身障害者福祉手当は年2期（4月・10月）、心身障害児童福祉手当は年3期（4月・8月・12月）に支給している。

平成29年4月支給分については、本来4月10日（月）に支給予定であったが、4月12日（水）に支給が遅れてしまった。

### 2 支給遅延者数及び金額

(1) 遅延者数	1, 892件
心身障害者福祉手当	1, 751件
心身障害児童福祉手当	141件
(2) 遅延金額	75, 768, 000円
心身障害者福祉手当	71, 918, 000円
心身障害児童福祉手当	3, 850, 000円

### 3 判明の経緯

3月29日に、当課職員が4月支給分の福祉手当の支給についての書類を若葉区地域振興課に提出した。

4月6日に、会計室から若葉区地域振興課に、支給に必要な書類が不足している旨の連絡があったが、連絡の行き違いにより当課職員が添付書類の不足に気づいたのが4月10日となり、確認したところ4月支給分の手続きが完了していなかったことが判明した。同日に添付書類を提出したが、支給遅延となった。

### 4 原因

会計室から若葉区地域振興課に、支給に必要な書類の不足についての連絡があったが、地域振興課職員からの連絡が当課職員の不在等で遅くなり、当課職員が書類の不足に気づいたのが、本来の支給日である4月10日となったことによるもの。

また、当課職員が支給事務の処理状況を確認しなかったことによるもの。

### 5 福祉手当受給者への対応

支給手続きが未了であることが判明した後、直ちに手続きを進め、4月12日に支給（口座振込）できることとなった。

なお、福祉手当受給者（支給遅延者）に対しては電話等により連絡を行う予定。

### 6 今後の対応

- (1) 所管においては、支給事務等の年間スケジュール表を作成し、担当組織内において作業進捗状況などを確認、徹底する。
- (2) 区役所内においては、連絡体制を確認、徹底し、万全を期す。